

【2019年度版】

高島市

頑張る事業所を応援!!!

企業活動支援制度

① 設備投資奨励金

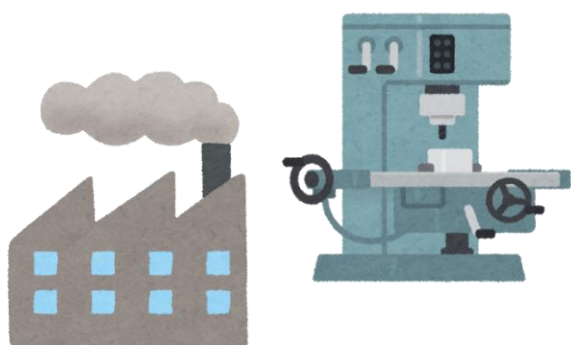
【締切厳守】

申込期限

9/20
まで

固定資産税の **1/2** 相当額を

3年間 交付



9/20
まで

交付申請

固定資産税完納

2/29
まで

実績報告

※新設または増設に限ります。
※土地、太陽光発電(売電用)は対象外です。
※申請方法が昨年度と異なります。
※完納済みの場合も交付申請が必要です。

【締切厳守】

申込期限

1/31
まで

② 雇用増進奨励金

増加した市内従業員 **1人** 当たり

10万円 交付



※市外からの転入者は **20万円**

※障がい者は **20万円**

※外国人技能実習生は対象外です。

※1号特定技能外国人は対象外です。

詳しくは裏面をご覧ください

高島市企業活動支援奨励金交付要綱に基づく 企業活動支援制度

高島市では、市内の企業が元気になり地域経済の活性化にご貢献いただくため、企業の設備投資や雇用増進を支援しています。

※交付額の2分の1を地域通貨アイカで支払います。

交付対象者

1. 市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する法人
2. 市税を滞納していないこと

※その他の条件は市HPでご確認いただくかお問い合わせください。

①設備投資奨励金

※今年度より申請方法・様式が変更となりました。

設備投資奨励金は、企業の新規設備投資に対する固定資産税の2分の1相当額を3年間交付するものです。

対象となる設備投資の要件

1. 事業の用に供する建物・償却資産を新設もしくは増設され、固定資産税が賦課されたものが対象です。（ただし、高島市企業誘致条例の適用を受ける場合を除きます。）
2. 2019年度は2016年1月2日～2019年1月1日に取得された投資にかかる分が対象になります。
3. 土地、事業の用に供さないもの（芸術品など）、太陽光発電設備（売電用）は対象外です。

交付申請期日

令和元年（2019年）9月20日（当日消印有効）

実績報告期日

令和2年（2020年）2月29日（当日消印有効）

②雇用増進奨励金

※今年度より様式が変更となりました。

市内従業員を増員された企業に対し、増加した市内従業員1人当たり10万円（市外からの転入者及び障がい者は20万円）を交付するものです。

※市外からの転入者：2019年1月1日時点で高島市外に住民票を有していた者。

※障がい者：障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者。

※外国人技能実習生は対象外です。

交付条件

2020年1月1日と2019年1月1日を比較して、市内従業員数が増加していること

常時雇用する従業員(2019.1.1現在)	交付対象となる要件
10人以下の企業	1人以上増加
11人～20人の企業	2人以上増加
21人以上の企業	5人以上増加

申請時期

令和2年（2020年）1月6日から1月31日まで（当日消印有効）

◇申請窓口および問い合わせ先◇

高島市役所 商工振興課

住 所：滋賀県高島市新旭町北畑565番地

電 話：0740-25-8514（直通）

E-mail：shoko@city.takashima.lg.jp